

ロンドとは輪舞(曲)。文豪ロマンロランの「手をつなごう。ロンドを組もう。平和のロンドを。」の言葉に因んで名付けました。

☆「ロンド」第23号は当初、12月27日(木)発行の予定でしたが、諸般の事情により、2019年1月24日(木)発行に切り替えました。ご容赦ください。1番目は、12月8日～11日に総勢8名で辺野古に行かれた姫路のJOさんの報告です。2番目は、前号、前々号に続いてCSさんの天皇制批判です。3番目は、「ロンド」第19号(2018年8月30日発行)に慰安婦問題について投稿いただいたFSさんの徴用工問題についての投稿です。4番目は、前号、前々号から続く種子法廃止についてのATさんの最終投稿です。この1月30日(水)に市民の集い勉強会に来ていただき種子法廃止問題の報告をしていただきます。

交流紙「ロンド」編集部より

## ◆2018.12.8～11 辺野古ぶるーツアー報告

(投稿者:JOさん)

土・日・月・火の3泊4日ツアーでもくろんでいたのは、いずれもカヌー教室1時間程度経験のある参加者3人を、3日間でカヌー検定卒業認定(?)をもらって、来年以降華々しく海上行動に出てもらうためだった。しか～し、通称「嵐を呼ぶ男」ワタクシが主催するツアー、願いも空しく今回も激しい雨と風により、まったく、一度も、海に出ることは叶わなかった。参加者には本当に申し訳なかった。おカネも時間も使って来てくれているのに。「どうせなら、(土砂投入の)14日に台風と一緒に来てくれたら良かったのに～」との現地地の声を、苦笑まじりに聞いたワタクシの心中は穏やかではなかった。

さて、今年2018年を振り返ると、1月、3月、4月、6月、7月、8月、9月、12月と計8回、辺野古に行った。そのうち、ツアー6回、単独行が2回、選挙応援が2回、カヌーに乗れたのが3回、せっかくカヌーツアーで来たのに、雨や台風遭遇して海に出られなかったのが2回。少し欲求不満の残る一年だった。



これからの運動の展望を考えると、政府による土砂投入強行を受けて、現地辺野古の運動と同様に、ヤマト本土

での新たな運動にもしっかり取り組む必要があるように思う。14日には全国紙各紙に辺野古のニュースが載り、その映像

も流されたが、翌日には新しいニュースに取って代われ、沖縄二紙との報道量の差は著しい。海は確実に埋め立てられ続けているのに。本土の私たちが「諦めない」ためには、これまでの運動を継続し、更に新しい位相を拓き、つくっていく必要がある。

まず、小金井市や堺市などで行われた、議会への意見書採択・請願などに注目したい。内容はそれぞれだが、いずれも辺野古の問題を沖縄の問題だけに留めず、本土の問題としてどう向き合っていくか、議会を通して市民に呼びかけていく運動で、今後はこの方向が重要になると思う。みんなが辺野古に行けるわけではないのだから、街頭行動だけでなく本土における別の側面からの運動として取り組みを考えていきたい。

もうひとつ、新しいチャンネルの開拓を通して、これまで辺野古新基地反対の運動と直接かわりの無かった人たち、けれども美しい沖縄の海への土砂投入を受けて、なにかを感じている人たち、そういう今までは違う種類・階層の人たちに、辺野古だけでなく沖縄の基地問題そのものを知ってもらう、そういうツアーができないか、可能性を探ってみたい。



**【写真：琉球セメント安和棧橋から積み出され、現在辺野古埋立の土砂に使われているのは、誰がどう見ても申請にある「岩ずり」ではなく、赤土混じりの土砂だ】** (了)

## ◆ 5月1日はインターナショナルな日か！

### ナショナルな日か！

(投稿者:CSさん)

前回の天皇の代替わりにおいて、神と一体化する儀式―“大嘗祭”では大嘗宮を建てて儀式が終わればぶっ壊して、総額23億円が消えたという。一連の儀式では総額122億円が使われたという。「三種の神器」の継承などは天皇家・皇室神道の儀式であって、「国事行為」とは詭弁である。「即位後朝見の儀」は、「臣下が天子に拝謁」する儀式であって、政教分離どころか主権在民に反するのは明白だ。

歴史学者の中島三千男氏は次のように述べている。「天皇の即位の儀式は、仏教の要素も取り入れて行われた時代もあった。私が学生によく言っていたのは、『皆さんが伝統だと思っている儀式は明治以降のものだよ』と。しかし、今の憲法で初めてとなった前回の代替わりは、結局、戦前の神道形式そのままだった。今回の代替わりは、前回と違い、国民の象徴として即位した天皇が、象徴として退位する初めての例だ。これは今後の基準になっていくと思うし、儀式をどのように行うのか、非常に大事なことだと思っている」(2018.3.5NHK news web)

前回の代替わりの時には、各地で「政教分離に反する」と訴訟が起きた。1995年には原告の訴えこそ棄却されたが、大阪高裁は「政教分離規定違反の疑いを一概に否定できない」と指摘した。今回も市民団体「即位・大嘗祭違憲訴訟の会」は損害賠償と、儀式に公金を支出しないよう求める訴訟を、12月10日に東京地裁に起こしている。しかし今回の代替わりは前回は踏襲するという政府の決定に対して、殆どのマスメディアは批判する姿勢を持っていない。天皇退位問題の有識者



会議で座長代理を務めた御厨貴氏の言う“自由に議論できる空気が醸成された”どころか、ますます強固な天皇制タブーにとりつかれているのだ。だが皮肉なことに儀式の当

事者である皇族の秋篠宮から「政教分離に反しているのではないか」という疑義が出された。しかしこの発言を受けても、未だまともな核心を突いた論評を出せていないマスメディアが殆どである。口が滑った程度の扱いとなっている。マスメディアの何という凋落ぶりだ。違憲論争の再燃を危惧する政府関係者は「国民がこぞって、陛下をねぎらい、皇太子さまの即位をことほぐ機運を醸成する」ため、祝い事に異を申すな、まして皇室に対して、という雰囲気蔓延させることに躍起になっている。マスメディアは殆どがこの天皇制タブーと祝い事という流れの中で沈黙している。このことは、日本がまだムラ社会から脱していないことを示している。

政府は天皇即位を2019年5月1日に行い、祝日とするという。5月1日は歴史に残るメーデーである。天皇の代替り

を国家の祝い日として5月1日にぶつけるとはメーデーもずいぶん馬鹿にされたものだ。コケにされたものだ。過去、連合などは5月1日を祝日にとってきたから、ちょうど良いではありませんかとも言うのか。また最近のメーデーなど考慮するに値しないという評価なのだろうか。とするなら働く者は強い怒りを持って応えなければならぬ。メーデーの対象者は働く者すべてである。働き方改革などというおぞましい労働搾取が唱えられている中、アメリカ・シカゴの労働者が「8時間労働」を求めて大規模なストライキを起こしたことに端を発するメーデーの意義を思い起こす必要がある。メーデーは8時間労働の実現をめざした闘いであり、世界の働く者が連帯するインターナショナルな日である。

2019年メーデー集会はどうなるだろうか。5月1日は、全労協は皇居に近い日比谷公園を、全労連は代々木公園をそれぞれ会場としてきたが、そこで集会ができるのか。奉祝行事を理由に会場使用やパレード等への制限があるかもしれない。とりわけ重要なのは、どのようなメッセージを世界の労働者への連帯として表明するかということである。メッセージの内容如何では、万国労働者の祭典でなく天皇祝賀に資するものになるかもしれない。



世界的に自国本位の風潮が蔓延する中で、5月1日メーデー集会はインターナショナルな祭典か、ナショナルな祭典か、いずれなのかが問われるのだ。いみじくも今回5月1日を含む代替わりの一連の儀式は、天皇を元首とし労働者を臣民とする流れへの一歩であることがはっきりした。このことを労働運動指導者はきっちりと自覚すべきである。奉祝というムードに乗せて世の流れを改憲へ引き込もうとする政権側は、5月1日天皇即位を労働運動の課題としても突きつけているのである。祝い事だ、異を申すなという雰囲気流されたのでは、改憲阻止も、アベ打倒もおぼつかない。2019年の労働運動は間違いなく、天皇制の諸問題を避けるわけにはいかないのだ。5月1日をインターナショナルなものにするのか！ ナショナルなものにするのか！ (丁)

## ◆ 韓国 徴用工判決の意味するもの

～裁かれたのは日本の朝鮮半島植民地統治の不法性～

(投稿者:FSさん)

去る10月30日、韓国の最高裁判所である大法院が、戦時中、日本に強制連行され、強制労働をさせられた、韓国の元徴用工4人が、新日鐵住金に損害賠償を要求した訴訟で、1人当たり1千万円の損害賠償の判決を出しました。

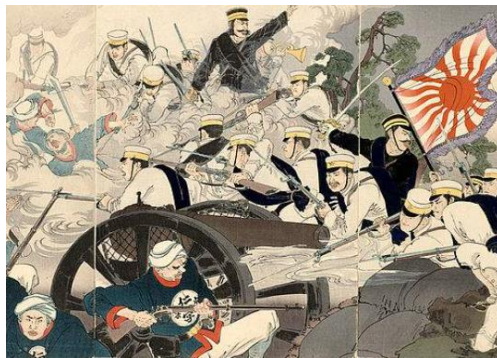
1990年代に相次いだ、強制連行についての損害賠償請求裁判では、日本の司法は、1965年の日韓基本条約に伴

う日韓請求権協定には、日本が韓国に独立祝いとして経済支援を実施することで、両国の財産整理や請求権問題について「完全かつ最終的に解決された」と明記され、請求権は消滅し解決済であるとの理由で、訴えを退けてきました。

ところが、この度の韓国大法院判決では次のように主張されています。1965年請求権協定は、日本の植民地統治からの韓国の独立に伴う、韓日両国間の財政上民事上の債権債務関係の清算のための協定であるが、日本の韓国への植民地支配の不法性に基づく不法行為である所の、強制連行強制労働についての賠償請求権は、請求権協定の中には含まれてはいない。即ち、債権債務関係の清算のための請求権協定は、植民地統治の不法行為についての賠償請求権を対象外とした、従って、賠償請求権は消滅せず、日本国ならびに、日本企業に強制労働被害者への賠償義務が課せられることになるというものです。

大法院判決文には次のように述べられています。「請求権協定の交渉過程で日本政府は植民地支配の不法性を認めないまま、強制動員被害の法的賠償を徹底的に否認し、これに伴い韓日両国の政府は日帝の韓半島支配の性格に関して合意に至ることができなかつた。」(韓国大法院判決文 15 / 49)

日韓両国は1952年から1965年まで13年の長期間にわたる日韓基本条約締結交渉で、1910年の日韓併合条約の法的性格をめぐる議論を続けました。日本は、日清、日露戦争を通じて朝鮮半島を侵略し、軍事的に支配し、日韓



併合条約を強制的に締結し不法に施行し、韓国を不法に植民地統治しました。ところが、日本は、日韓併合条約は日韓両政府の正当な交渉の結果

で有るとの暴論で、植民地支配の不法性をあくまで否認し、1965年の日韓基本条約では、正当な交渉結果の日韓両国の分離として韓国の独立を確認し、そして請求権協定を締結しました。

朝鮮半島植民地支配を正当化し、不法性を否認する事が、日韓基本条約・日韓請求権協定の正当化の根拠となっています。そして、不法な植民地支配という歴史の真実を否定することに根拠づけられている請求権協定の不当性が、請求権協定によっては賠償請求権が消滅されない事を明らかにしています。ここで裁かれているのは、賠償請求権の正当性であると共にそれを根拠づけている植民地支配の不法性ではないでしょうか。

「請求権協定は日本の不法な植民支配に対する賠償を請求するための協定ではなく、・・・韓日両国間の財政的・民事的な債権・債務関係を政治的合意によって解決するためのものであったと考えられる。日本軍慰安婦問題等、日本政府と軍隊等の日本国家権力が関与した反人道的不法行為については請求権協定で解決されたものとみることとはできず、日本

政府の法的責任が残っている。」(大法院判決文 8 / 49)

元徴用工の強制連行強制労働被害者と同じように、日本軍「慰安婦」被害者も、日本の朝鮮半島侵略による不法行為・強制動員によつてもたらされた人権・尊厳蹂躪の被害者です。日本軍「慰安婦」問題に関しても、1993年の河野談話発表から1995年アジア女性基金発足に至るまで、日本政府の法的責任が最大の問題点でした。被害者女性側からの日本政府の法的責任に基づく謝罪と賠償による解決の要求に対して、日本政府は、河野談話で「慰安婦」問題について、連行や慰安所内部での全体としての強制性を認めても、日韓請求権協定で解決済であるとの理由で、法的責任を認めませんでした。そして道義的責任に基づく償いとして民間募金を基にしてアジア女性基金を発足させました。しかし、法的責任を明確に認め日本の国家としての責任を認めないかぎり、被害者女性の尊厳を回復する解決には至りませんでした。



2015年12月28日の日韓合意も、日本政府は、口先だけのお詫びで、事実認定に基づく謝罪をせず、法的責任を認めず、道義的責任に基づく解決と言明し、政府資金の拠出も賠償ではないと言明し、加害者にあるまじき強硬姿勢で「最終的不可逆的解決」を被害者に強要したものです。

日本政府は、今回の韓国大法院判決を受け入れ、元徴用工被害者、日本軍「慰安婦」被害者等、植民地支配の不法性による、更には侵略戦争被害者の、全ての東アジアの人権蹂躪被害者に謝罪賠償をすることによって、被害者の尊厳の回復を実現すべきです。

この判決に関しては、安倍首相、与野党、全メディアが足並みをそろえ「戦後の日韓関係の法的枠組みを根底から覆す」、や「法治国家ではない」と猛烈な韓国批判をしています。しかし、日韓条約・日韓請求権協定こそが、戦後の日韓関係で、加害者としての反省・過去の清算を阻む桎梏となつて来たのですから、まさに「戦後の日韓関係の法的枠組みを根底から覆す」チャンスになるのではないのでしょうか。

韓国大法院徴用工裁判判決を契機に、日本の市民が韓国、東アジアの市民と連帯し、過去の日本のアジア侵略、植民地支配への謝罪・賠償をすることにより、真の平和が可能になるのではないのでしょうか。(2018年11月25日、記) (了)

### ◆ 種子法廃止と日本の食の安全を考える(その3)

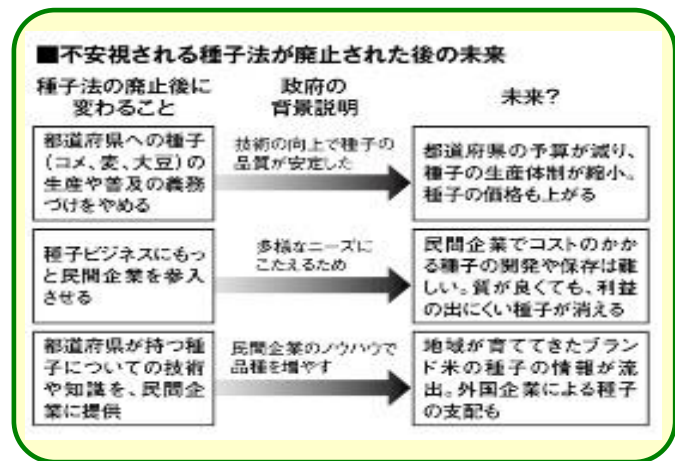
(投稿者:ATさん)

「種子法」廃止は、種子(タネ)の問題です。いま生命のものと世界のタネは、モンサント、デュボン、シンジェンタなどアグロバイオ多国籍企業6社ほどで独占されつつ

あります。世界の種子市場を制するものは世界を制すると言われていて、中でもモンサント社は枯れ葉剤で有名な除草剤「ラウンドアップ」を開発した農薬メーカーであり、この薬に耐性をもった遺伝子組み換え(GM)種子とセット販売で、大豆やトウモロコシで世界の種子市場を支配しています。この20年間で世界の穀物市場の4割を遺伝子組換え作物が占めるに至りました。そのモンサント社はウルグアイラウンドで日本がコメ市場を開放した1994年に、日本のコメの主要な品種の遺伝子情報を全て手に入れており、99年にはカルフォルニア米のGM種子「カルロース」を日本で試験栽培しています。子会社の日本モンサント社は「とねのめぐみ」を茨城県に奨励品種登録が承認され、すでに販売していますが、GM種子はまだ控えています。もし政府が米のGM解禁をすれば、いつでも参入できる状況です。



日本の野菜のタネは、種子法に守られる対象ではなく、50年前まではほぼ各地の伝統野菜が100%自給されていましたが、40年前から急速に一代雑種のF1(エフワン)種子が普及し始め、タキイやサカタの野菜の種はほぼ外国産F1種



です。農家にとっては自家採種の手間も省けて作りやすく、均一に収穫できることから、現在ではほとんどの野菜の種は毎年買い換えて作付けされるようになってきています。最近その値段が20倍にも跳ね上がっていることと、国際法で、植物の新品種の育成者権を知的財産として認められたことから、遺伝子組換え種子との自然交配による国際的な訴訟事件がモンサント社等によって引き起こされ大きな社会問題に発展してきています。日本でも06年から密かに「種苗法」が改悪され農水省令で、自家採種を禁止するメジャーな野菜の品種が毎年増やされてきています。トマトやキャベツが、いつ育成者権違反で農家が法外な罰金を課されるか分からないのです。

(注)「種苗法」(しゅびょうほう)は、種子法とは目的が全く違い、植物の新品種を開発した育成者の知的所有権を守る法律で、違反すれば罰金1000万円以下、10年以下の懲役の罰則規定がある。

種を巡る問題の根本は、人間による遺伝子解明が進み、

様々な生物の遺伝子操作を可能にした生命工学のテクノロジー開発によって、「食」の分野に重大な問題を引き起こしていることです。前述した野菜の種の一代雑種、F1種は、その端緒を開くもので、2代目からは雄性不稔(雄性器官である花粉や胚のうが異常で、正常に花粉形成ができない現象)となるため、農家は毎年種子を購入するようになったことです。種子が多国籍企業の資本蓄積を可能にしたのです。モンサントらの種子支配を目論む多国籍企業が、コメや小麦のGM種を育種権登録して世界中にばらまき、農家の自家採種を告発して高額な賠償金を支払わせる事件が今後日本でも頻発するかもしれません。

しかし、そのモンサント社製の除草剤ラウンドアップを使用して癌になった市民から全米各地で約8000件告訴されており、ごく最近カルフォルニアで320億円の莫大な賠償金を市民に支払うよう判決が下され、株価が急落し始めたという朗報が報じられています。ところが、余り知られていませんが、日本の農薬使用量は世界一で、EUの100倍に達しています。その上に昨年末、厚生省は、発がん性の高いラウンドアップの主成分グリホサートの安全基準を30~400倍も緩和しました。政府はすでに70種の遺伝子組換えコメの栽培を認めており、大変危険な動きをとっています。種子法廃止以後の日本の食の安全はきわめて警戒すべきレベルです。放射能の垂れ流しに慣らされてしまっている国民の感覚が災いして、多国籍企業の日本のアグリビジネス参入を許すことになってはなりません。国民一人ひとりが声を上げ、行動することが求められます。

農民作家、山下惣一氏は、『「農なき国の食なき民」となってもよいのか!』と、80歳を超えてもネットで国民に警鐘を鳴らしています。種子法廃止は種子の問題ですが、種子はそれ自体が生命体であり生き物です。生き物の命を特許申請し所有する人間とは、果たして許されるのか、という根本的な問いをはらんでいると思います。頑張りましょう。(了)

## 編集後記

今号は如何でしたか。次号24号(2月28日発行予定)の投稿締め切りは2月17日(日)24時です。お気軽に投稿してください。投稿はメール、手紙、手渡し、FAX等で次までお寄せください。〒651-2242神戸市西区井吹台東町1-3-2-2102 西信夫 電話/FAX078-855-9359、[PCメールアドレス oniyamma24@outlook.jp](mailto:PCメールアドレス oniyamma24@outlook.jp) 毎木曜日の15時~16時半、毎土曜日の13時~14時、三宮マルイ前でアピール活動していますので、そこに原稿をお持ちいただいても構いません。又、この「ロンド」をこれから定期的にお入り用の方は、上記迄ご連絡いただければ、メールや郵送でお送り致します(無料)。

<西>

